

丹波篠山市立小中学校在学（予定）児童生徒の保護者の皆様

丹波篠山市教育委員会

令和6年度 就学援助制度について（お知らせ）

丹波篠山市では、経済的理由によって就学困難な児童・生徒の保護者の方に、学校で必要な費用の一部を援助する就学援助制度を設けています。

希望される方は、このお知らせを熟読のうえ必要な手続きをしてください。

1 就学援助を受けることができる方

丹波篠山市立小・中学校に在籍している児童・生徒の保護者で、次のいずれかに該当する方

- (1) 生活保護を受けている方
- (2) 前記(1)に準ずるもので、次の各号に該当する方
 - (ア) 令和6年度中に生活保護の停止または廃止となった方
 - (イ) 児童扶養手当の支給を受けている方
 - (ウ) 令和5年中（令和5年1月～12月）の所得額が下記の表「世帯構成別所得基準」以下である方
 - (エ) (ア)～(ウ)のいずれにも該当しないが、就学が困難となる経済的な理由のある方については、**生計維持者の死亡または長期療養等に**限ります。（**証明書が添付できない私的な理由は対象になりません。**）

※ (イ)の児童扶養手当が支給停止となった場合、それ以降は就学援助対象となりません。

また、支給停止となったにも関わらず就学援助費を継続して支給を受けていた場合は、遡って返還いただきますのでご注意ください。

世帯構成人員 (生計同一人員)	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上 1人増すごとに
認定基準額 (総所得額)	1,709	2,395	2,922	3,442	3,866	4,393	4,921	5,383	541

[世帯構成別所得基準] … 本表基準額を十分確認ください。

【単位：千円】

注)・ 総所得額とは、給与所得者の場合、源泉徴収票の「給与所得控除後額」の金額をいいます。

- ・ 給与所得以外の方は、年間収入額から必要経費を差し引いた金額で、同一世帯内において複数の所得がある場合は、**全員の所得を合算した金額**をいいます。
- ・ 税制改正を反映するため、給与所得あるいは年金所得はそれぞれ100千円を減じた額で判定します。

※ 別世帯であっても住所地が同じ場合は、生計を同一にしている世帯とみなします。

2 就学援助の種類

- ・ 学用品費、通学用品費（定額）
- ・ 新入学学用品費（定額） …… 新1年生で4月1日付認定者が対象となります。（入学前支給済は除く）
- ・ 校外活動費 …… 社会見学旅行、スキー教室等に要する経費（定額）
- ・ 修学旅行費 …… 修学旅行に要する経費（実費）
- ・ 医療費 …… 学校の定期健康診断において治療の指示を受けた学校保健安全法施行令第8条で定める疾病（結膜炎、中耳炎、う歯、寄生虫病、慢性副鼻腔炎他）の治療で保険診療分の自己負担額。保護者からの交付申請に基づき学校から医療券を交付します。
- ・ 学校給食費 …… 学校給食に要する経費（実費）
 - ※ 就学援助の申請をされた方については、認定が決定するまでは指定口座より振替を行い、認定が確定した段階で既に納入いただいた金額を返金します。
- 生活保護費を受給されている方は、修学旅行費が就学援助の対象となります。なお、その他の経費については、丹波篠山市福祉事務所から教育扶助として支給されます。

3 申請の方法（令和5年度に就学援助費及び入学準備金の認定を受けた方も、再度申請が必要になります。）

次の書類（①には必要事項を不備なく記入し押印してください）をそろえて、現在（申請書提出時点）在籍している（新小学1年生は在籍予定）学校へ提出してください。

①就学援助認定申請書兼世帯票（様式第1号）

… 入学予定又は在籍している学校に申請用紙を依頼するか、ホームページ内に掲載しているデータをA4版両面印刷してください。

(<https://www.city.tambasayama.lg.jp/soshikikarasagasu/gakujika/4951.html>)

②証明書（就学援助の審査をするため、該当する事由により下表の証明書が必要です。）

※写しはA4版コピーをお願いします。

該 当 事 由	必 要 な 証 明 書
(1)生活保護を受けている	証明書は必要ありません
(2)(ア)生活保護の停止・廃止	証明書は必要ありません
(2)(イ)児童扶養手当の受給	「児童扶養手当証書」（福祉事務所長印がある見開き全体）の写し
(2)(ウ)基準所得以下 ※	1)「令和5年分源泉徴収票」の写し 2)「令和5年分確定申告書控」の写し e-taxで申告した場合は申告した内容をプリンターで印刷して提出ください。 3)「令和6年度市民税・県民税申告書」の写し 3)の写しは申告書提出前に必ず自己でコピーを取っておいてください。（申告時に控えは交付されません。）
(2)(エ)その他就学が困難となる経済的な理由がある	特別な事情を証明できる書類（診断書、公的機関等の証明）

1. (2)(ウ)の※については、いずれかの書類を必ず提出してください。

2. 同一世帯において、複数の所得（年金・アルバイト収入・農業所得等、扶養控除範囲内も含む）がある場合並びに所得が無かった場合についても必ず証明書を提出ください。（添付書類がない場合は申請書を返却させていただきます。）※ただし、未就学児・児童・生徒・学生は除く。申請書に就学先等の記載が必要。

3. 市役所本庁・各支所で発行される令和5年度市・県民税課税（又は非課税）証明書は、就学援助費認定証明書になりません。

令和6年度市・県民税課税（又は非課税）証明書は6月以降に発行されます。

4. 必要な証明書が添付されていない場合は審査ができないことから受付できません。

5. 該当事由に変更（資格喪失など）が生じたときも、再申請が必要となります。

4 申請期限

令和6年度の学年	提出期日	提出先
小学校1年生	令和6年3月8日（金）	入学予定の小学校
小学校2～6年生		提出時点に在学中の小学校
中学校1年生		提出時点に在学中の中学校
中学校2～3年生		

※ 申請を希望される場合で確定申告が必要な世帯については、申告期限より前の提出期限としているため、その点を考慮して書類準備をお願いします。

※ 受付期間を過ぎても申請はできますが、5月からの認定になります。

5月以降の認定の場合、新1年生に支給される新入学学用品費は該当しませんのでご注意ください。

※ 令和6年4月以降に申請される場合は、申請月の翌月からの認定になります。

《問い合わせ先》

- ・教育委員会学事課学事係 TEL：079-552-5714
- ・入学予定又は在籍する小中学校